

(電子メール施行)

高第1851号

令和4年11月21日

県内各高齢者施設・事業所管理者様

(政令市・中核市除く)

兵庫県福祉部高齢政策課長

高齢者施設等の従事者に対する新型コロナウイルス感染症の 定期的検査の積極的な実施について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

本県では、高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症を早期に発見し事業継続を支援するため、申請に応じて、施設等の従事者に対する定期的な検査を行うための抗原検査キットを配布しています。

この度、施設等におけるクラスター対策の強化に向け、実施頻度を週1回から週2回に拡充して実施することとしました。

つきましては、すでにこの事業により抗原検査キットの配布を受けている施設等につきましては週2回の検査を実施していただき、検査未実施の施設等につきましては積極的にお申し込みいただきますよう、改めてお願いします。

検査を希望する場合には、次ページ以降の事項にご留意の上、お申し込み下さい。

なお、この事業により配布した抗原検査キットについては、原則従事者への定期的検査への使用を想定していますが、①濃厚接触者となった従事者の待機解除のための検査、②有症状時の早期検査、③感染者発生時の施設内一斉検査など、施設等の管理者が必要と認める検査に活用いただくことを妨げるものではないことを申し添えます。

高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当）

e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

第1 事業内容

| 区分 | 内 容 |
|--------------|--|
| 対象施設 ・事業所 | <p>次の施設及び事業所（政令市・中核市所在の施設除く。）</p> <p>(1) 入 所 系：特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(2) 通所系（※）：通所介護（療養・地域密着型含む）、通所リハビリステーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護</p> <p>(3) 訪問系（※）：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリステーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、居宅介護支援、夜間対応型訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護</p> <p>※ 介護予防サービスを含む</p> |
| 対象者 | <p>対象施設及び事業所に勤務し、利用者と接する従事者</p> <p>※ 対象施設及び事業所に併設する介護サービス事業所の従事者についても、<u>利用者と接する者は対象に含めます。</u></p> |
| 検査方法 | 抗原定性検査(抗原検査キット) |
| 実施期間 | 11月21日(月)より申し込み開始 |
| 検査頻度 | <p>原則、<u>1週間に2回</u></p> <p>※ <u>ただし、①濃厚接触者となった従事者の待機解除のための検査、②従事者及び利用者の有症状時の早期検査、③感染者発生時の施設内一斉検査など、施設等の管理者が必要と認める場合は、この限りではありません。</u></p> |

(参考県 HP)

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shisetsukensa2.html>

第2 検査手順（検査を希望する場合）

1 初回発注

(1)別紙①「実績報告書兼発注書」（エクセルファイル）に必要事項を入力してください。

※ 管理番号は、(別紙②)「管理番号」を参照し入力してください。

※ 初回発注数は、検査対象職員数×16回分(概ね2ヶ月分)になります。

※ エクセル記入箇所の不備がある場合、赤字にて「未入力的项目がございます」等の表示が出ます。記入漏れがないようお願いいたします。

※ PDF化は不要です。

※ 複数のシートを作成しないでください。

(2)入力した別紙①「実績報告書兼発注書」（エクセルファイル）をメールに添付し、以下のアドレスに送付してください。

| | |
|---------|--|
| 送付先アドレス | hyogo_kougen@sg-systems.co.jp |
|---------|--|

2 検査キット受領

申し込み後、数日で検査キットが届きます。

3 検査・検査結果確認

4 実績報告

(1)別紙①「実績報告書兼発注書」（エクセルファイル）に必要事項を入力してください。

(2)入力した別紙①「実績報告書兼発注書」（エクセルファイル）をメールに添付し、以下のアドレスに送付してください。

| | |
|---------|--|
| 送付先アドレス | hyogo_kougen@sg-systems.co.jp |
|---------|--|

※検査実施日の翌日にメールを送付してください。

5 追加発注

施設等での在庫数が概ね1ヶ月分となった時点で追加発注を行ってください。

※追加発注数は、検査対象職員数×8回分(概ね1ヶ月分)になります。

※その他の手順につきましては、手順1からと同様に行ってください。

第3 その他留意事項

1 この検査を希望されない場合は、特にご対応いただく必要はありません。

2 この検査で、コロナ陽性が判明した方（陽性者）があった時には次のとおり対応してください。

(1)陽性者本人：次のURLの内容に沿って対応をすすめてください。

県HP「新型コロナの陽性者・濃厚接触者の方をお願いしたいこと」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/corona210903.html>

(2)施設等管理者：施設等において、同一時期に複数人の陽性者が発生し、感染拡大のおそれがある場合には、速やかに所在地を管轄する健康福祉事務所にご相談ください。

3 検査は、受検者本人で行っていただきます。

4 本事業の検査を受け、結果が陰性であったとしても、引き続き感染拡大防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

5 すでにキットの配布を受けている施設等につきましては、在庫数が概ね1ヶ月分となった時点で追加発注を行ってください。

第4 問い合わせ先について

当該検査に係る問い合わせについては下記までお願いします。

| | |
|---------|--|
| 名称 | 兵庫県抗原検査キット配送等事務局 |
| 電話番号 | 0120-205-111 (平日：9時～18時) |
| メールアドレス | hyogo_kougen@sg-systems.co.jp |

※ 主な質問に対する回答について

当該検査に係る主な質問に対する回答は、別紙④「疑義照会」のとおりお示ししておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

(別紙④)

令和4年9月26日一部修正
令和4年11月21日一部修正
令和4年6月26日

高齢者施設等の従事者に対する新型コロナウイルス感染症 病原体検査の疑義照会について

兵庫県高齢政策課

(受検対象者)

Q1. 受検資格に、新型コロナウイルスに係るワクチン接種の有無は要件となるか。

A1. ならない。ワクチン接種の有無に関わらず対象者となる。

Q2. 従事者について正規雇用職員のみが対象となるか。

A2. 非正規雇用職員も対象となる。

Q3. 対象施設・事業所に併設する介護サービスの従事者はすべて対象となるか。

A3. 対象施設・事業所の利用者と接する者が対象。

例) 老健【対象施設】に併設の訪問リハ【対象外事業所】の職員(専従)

① 老健入居者と接する場合→**対象**

② 老健入居者と接しない場合→**対象外**

Q4. 従事者について併設事業所で兼務している場合は、所属をどのようにすれば良いか。

A4. いずれか1つのサービスで登録すること。

※ 複数の登録は不可。

Q5. 従事者について直接雇用職員のみが対象となるか。

A5. 直接雇用職員だけでなく、厨房職員、清掃員、ドライバー等の利用者と接する機会がある委託職員も対象となる。

(検査の実施)

Q6. 検査実施について、期間内であれば、何度でも受検することが可能か。

A6. 1週間に2回の頻度で受検することができる。

Q7. 1週間に2回の検査以外に、濃厚接触者に対する検査等に使用してもよいか。

A7. 事業所内のクラスター発生防止の観点から使用してよい。

(検査結果)

Q8. ワクチン接種後に当該検査を行い、それにより陽性判定となる可能性はあるか。

A8. ワクチン接種による陽性反応はない。

Q9. 当該検査で陽性判定が出た時の対応は。

A9. 受験者本人：次の URL の内容に沿って対応をすすめること。

県 HP 「新型コロナの陽性者・濃厚接触者の方をお願いしたいこと」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/corona210903.html>

施設等管理者：施設等において、同一時期に複数人の陽性者が発生し、感染拡大のお

それがある場合には、速やかに所在地を管轄する健康福祉事務所に相談すること。

Q10. 当該検査で陽性判定となった後に、医療機関受診に係る費用負担についてはどうするか。

A10. 当該検査は、公費にて実施するが、当該検査で陽性となった後の医療機関への受診は当該公費負担の対象外。

※ 通常の医療機関受診と同じ取扱いとなる。

(検査申込)

Q11. 検査キットの申込数の考え方は。

A11. 初回申込数は、2ヶ月分の発注とするため、「検査対象職員数×16回」とする。

その後の申込は、在庫が概ね1ヶ月分となった段階で、1ヶ月分の発注とするため、「検査対象職員数×8回」とする。

なお、検査キットが1箱10キット入となっているため、申込数は1の位を繰り上げることとする。

Q12. 実績報告書兼発注書の頻回検査とその他の区分は、どちらを選択すればよいか。

A12. 頻回検査は、従事者への1週間に2回おこなう検査時に選択すること。

濃厚接触者となった従事者の待機解除等に使用した場合は、その他を選択すること。

(実績報告)

Q13. 検査の実績報告はいつ行うのか。

A13. 検査実施日の翌日に実績報告書(エクセル)を事務局にメールで送付すること。